

平成 22 年 8 月 13 日

内閣官房国家戦略室 御中

全 国 銀 行 協 会

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」に対する
意見の提出について

平成 22 年 7 月 16 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙の
とおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」に対する意見

団体名 全国銀行協会

住所 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号 03-5252-3789

1. 選択肢 I 「利用範囲をどうするか」

※①～④のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。

- ① A案 (ドイツ型：税務分野のみで利用)
- ② B-1案 (アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野のみに利用)
- ③ B-2案 (アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野に加え、社会保障情報サービスにも利用)
- ④ C案 (スウェーデン型：幅広い行政分野で利用)

【選択理由】

- ・ 社会保障の充実を図っていくとともに、負担・分担の公正性の確保を実現する目的のために、番号制度を導入するという考え方そのものについては理解できる。
- ・ 一方、実際の導入に当たっては、(1)国民のプライバシー侵害に対する懸念や、(2)納税者や金融機関、税務当局の事務負担やコスト増加等への対応が必要となることから、国民的議論を十分に尽くした上で、国民の納得を得られる制度を構築することが重要であると考えます。
- ・ 今回の「中間取りまとめ」では、民間サイドにおける利用可能性について言及されていないが、国民の利便性や生産性向上の観点から、法的な根拠付けを行ったうえでの幅広い民間利用について検討されることが望ましい。民間利用範囲が相当程度限定される場合には、対応コスト・事務負担が大きいばかりで利便性等の向上につながらないことから、番号制度利用のメリットとコスト負担のバランスについて十分な検討を行い、利用範囲を過度に制約しない枠組みとすることが必要ではないか。なお、金融機関における番号制度利用メリットとして、(1)名寄せ等の顧客管理負担軽減、(2)本人確認の精度向上、(3)異なる金融機関間で枠管理が必要な金融商品提供時の事務負担軽減、等が想定される。一方、政府の「新成長戦略」に「国民 ID 制度」が記載されているが、金融機関における二重投資を回避する観点からも、制度の関係を明確化してほしい。
- ・ また、利子所得等の源泉徴収義務を負う金融機関においては、番号制度導入に対応するためのシステム構築コスト、受付・登録業務や顧客周知など、事務・システムに相当の負荷が生じる。仮に、既存預金口座等と共通番号の紐付けを実施する場合には、顧客が番号を申告する制度的なインセンティブを付与する等の対応が望ましい。これらの点に十分配慮した制度設計、導入スケジュールとしていただきたい。

2. 選択肢Ⅱ 「制度設計をどうするか」

【番号に何を使うか】

※①～③のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。→

③

- ① 基礎年金番号
- ② 住民票コード
- ③ 新たな番号

【選択理由】

・プライバシー保護の観点から、「基礎年金番号」や「住民票コード」等をそのまま使用することは回避すべきと考えられる。しかしながら、各データベースとの紐付けを容易とし、既存インフラを最大限活用することで全体コストを削減する観点から、既存の「住民票コード」等と対応させた「新たな番号」を付番することが望ましいと考えられる。

【情報管理をどうするか】

※①・②のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。→

②

- ① 一元管理方式（各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理）
- ② 分散管理方式（情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、
共通番号を活用して連携）

【選択理由】

・プライバシー保護・リスク抑制の関連から、分野ごとに情報を分散管理したうえで各情報をつなぐ中継データベース方式を採用して「共通番号（新たな番号）」を活用することが望ましい。

3. 選択肢Ⅲ 「保護の徹底をどうするか」

(複数回答可)

※①～③のうち望ましいと考える選択肢番号を選択し、
記載してください。

①②

- ① 国民自らが情報活用をコントロールできる
- ② 「偽造」「なりすまし」等の不正行為を防ぐ
- ③ 「目的外利用」を防ぐ

【選択理由】

・プライバシー保護・国民利便性向上の観点から、(1)国民自らがアクセス記録を確認できる仕組みの構築、(2)既存の安定した仕組みである「住民基本台帳カード」(ICカード)の手法活用等による不正行為の防止を行うことが望ましい。

以上